

# みどり食料システムの実現に向けて

---

令和6年7月30日  
農林水産省九州農政局地方参事官(鹿児島県担当)  
窪山 富士男

# **食料・農業・農村基本法の見直し**

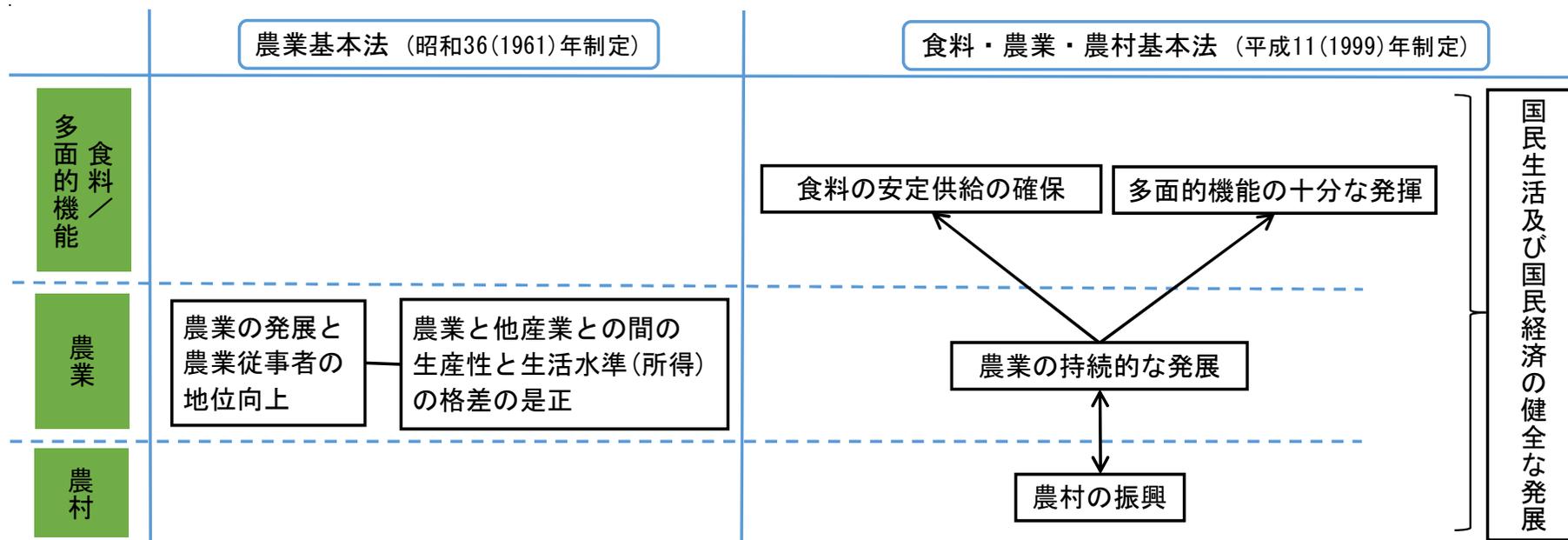
**(これからは、「食料安全保障」、  
「環境と調和のとれた食料システムの確立」も政策の柱)**

# 食料・農業・農村基本法の見直しの主な経緯

## 基本法制定から四半世紀が経過する中、食料安全保障上のリスクが顕在化

- 食料・農業・農村基本法(以下「現行基本法」という。)の制定から四半世紀が経過する中、我が国の食料・農業・農村は、制定時には想定していなかった、又は想定を超えた情勢の変化や課題に直面
- 具体的には、(1)世界的な人口増加に伴う食料争奪の激化、気候変動による食料生産の不安定化に起因する食料安全保障上のリスクの高まり、(2)地球温暖化、生物多様性といった環境等の持続可能性に配慮した取組への関心の高まり、(3)国内の人口減少に先駆けて農村人口が急激に減少する中で、農業者の急減等による食料供給を支える力への懸念の高まり等が見られ、大きな歴史的転換点に立脚

### 食料・農業・農村基本法の基本理念



資料：農林水産省作成

## 基本法検証部会において現行基本法の検証・見直しを実施し、2023年9月に答申を取りまとめ

- 2022年9月に、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問。「基本法検証部会」において、有識者からのヒアリングや施策の検証を行い、学識経験者や生産者、食関連事業者、関係団体等の様々な分野の委員による活発な議論を実施
- 全国11ブロックで地方意見交換会を実施するとともに、Webサイト等を通じた国民からの意見募集を行い、広く国民の声を聴きながら検討を進め、2023年9月に答申を取りまとめ

# 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律

(令和6年5月29日成立。令和6年6月5日公布・施行)

## 第213回通常国会に食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案を提出

- 第213回通常国会に、食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案を提出
- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立**、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策等を定めるための改正を行うこととしている（令和6年5月29日成立。令和6年6月5日公布・施行）

### 食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案の概要

#### 食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
  - ① **「食料安全保障の確保」を規定し**、その定義を「**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態**」とする。
  - ② 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、**農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み**、国内への食料の供給に加え、**海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定**
  - ③ **食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、**食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしな**なければならない旨を規定
- (2) 基本的施策として、
  - ① **食料の円滑な入手(食品アクセス)の確保(輸送手段の確保等)、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保(輸入相手国の多様化、投資の促進等)**
  - ② **収益性の向上に資する農産物の輸出の促進(輸産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体(品目団体)の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等)**
  - ③ 価格形成における**費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進**等を規定

#### 環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) **新たな基本理念として、食料システムについては**、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その**負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定**
- (2) 基本的施策として、**農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定**

#### 農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、**生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記**
- (2) 基本的施策として、**効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術(スマート技術)等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上(知財保護・活用等)、農業経営の支援を行う事業者(サービス事業者)の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定**

#### 農村の振興

- (1) 基本理念において、**地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記**
- (2) 基本的施策として、**農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動(農泊)の促進、障害者等の農業活動(農福連携)の環境整備、鳥獣害対策等を規定**

# **みどりの食料システムの実現に向けて**

**(環境にやさしい農業に転換するのはなぜ?)**

# 主要国の環境政策

- EU、米国では具体的な数値目標を含む食料・農林水産業と持続可能性に関わる戦略を策定。

EU



## 「ファーム to フォーク」(農場から食卓まで) 戦略

(2020年5月)

欧州委員会は、欧州の**持続可能な食料システムへの包括的なアプローチ**を示した戦略を公表。

今後、二国間貿易協定にサステナブル条項を入れる等、国際交渉を通じて**EUフードシステムをグローバル・スタンダード**とすることを目指している。

- 次の数値目標(目標年：**2030年**)を設定。
  - 化学農薬の使用及びリスクの**50%削減**
  - 一人当たり食品廃棄物を**50%削減**
  - 肥料の使用を少なくとも**20%削減**
  - 家畜及び養殖に使用される抗菌剤販売の**50%削減**
  - 有機農業に利用される農地を少なくとも**25%に到達**
- 等

米国 (バイデン政権の動き)



## バイデン米国大統領会見 (2021年1月27日)

「米国の**農業は世界で初めてネット・ゼロ・エミッションを達成**する」

### 国内外における気候危機対処のための大統領令 (ファクトシート)

- **パリ協定**の目標を実施し、米国がリーダーシップを発揮
  - **化石燃料補助金の廃止**を指示
  - **気候スマート農法**の採用奨励を指示
- 等

## 米国 (農務省)「農業イノベーションアジェンダ」

(2020年2月 (トランプ政権))

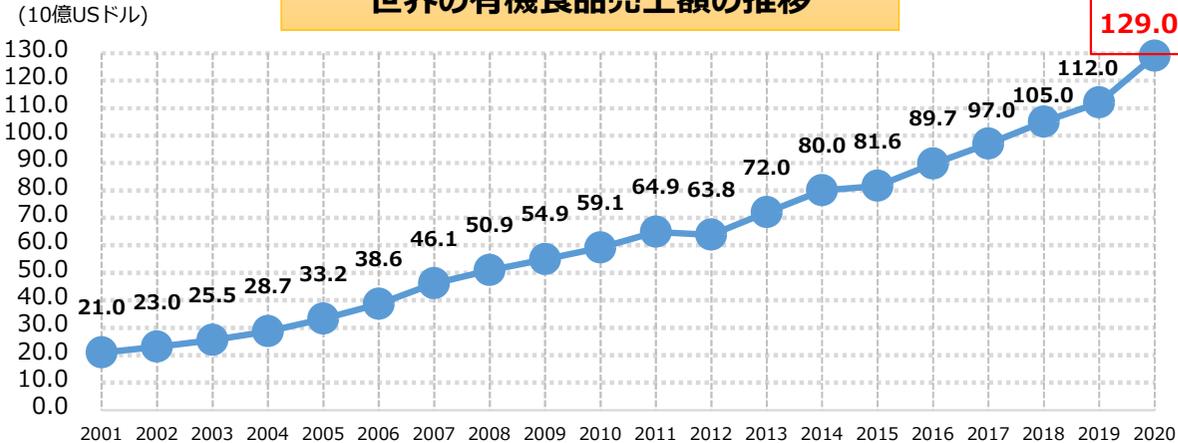
米国農務省は、2050年までの**農業生産量の40%増加**と**環境フットプリント50%削減**の**同時達成**を目標に掲げたアジェンダを公表。さらに**技術開発を主軸**に以下の目標を設定。

- **2030年まで**に食品ロスと食品廃棄物を**50%削減**
  - **2050年まで**に土壌健全性と農業における炭素貯留を強化し、農業部門の現在のカーボンフットプリントを**純減**
  - **2050年まで**に水への栄養流出を**30%削減**
- 等

# 有機食品市場の国際比較

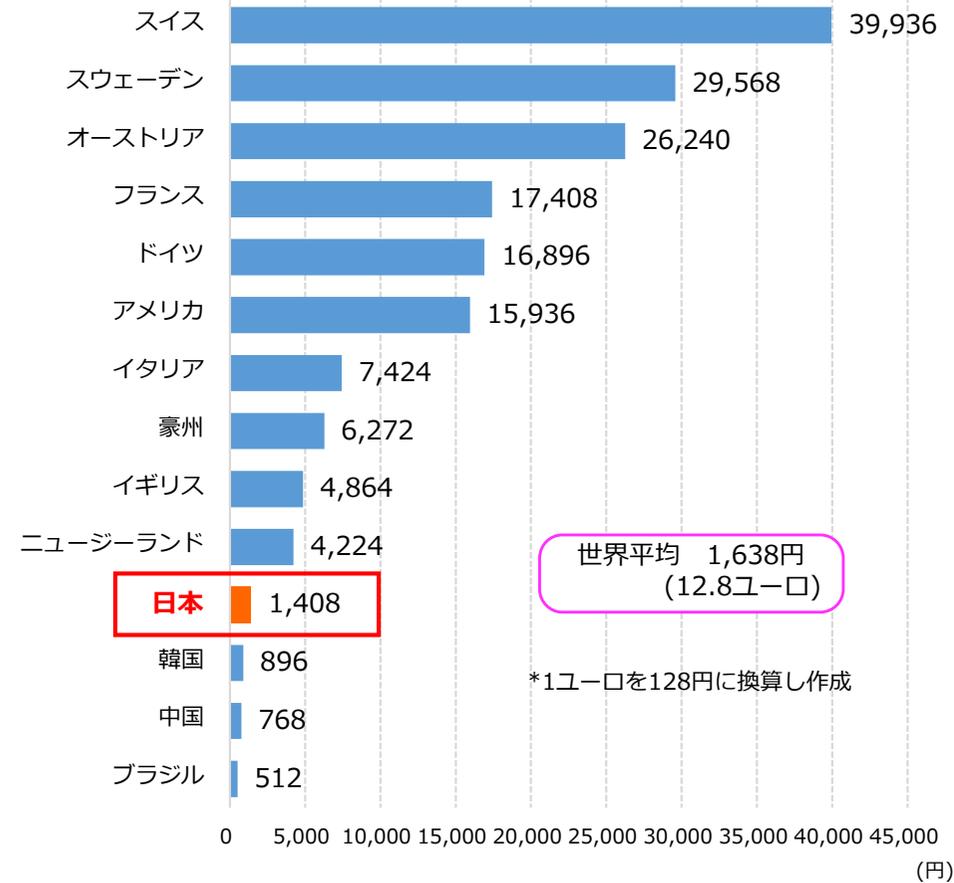
- 世界の有機食品売上額は、2020年で約1,290億ドルであり、**継続して増加**。
- 国別の売上額は、米国が5兆円超、独、仏、中国が1兆円超。日本は中国に次いでアジア2位、世界では13番目の有機食品市場規模(2018年)。
- 国別の1人あたりの年間有機食品消費額は、スイスや北欧諸国で高い傾向。日本は1,408円であり、主要国の中では低位。
- 我が国農業にとって、成長を続ける世界の有機食品市場は魅力的な輸出市場。

## 世界の有機食品売上額の推移



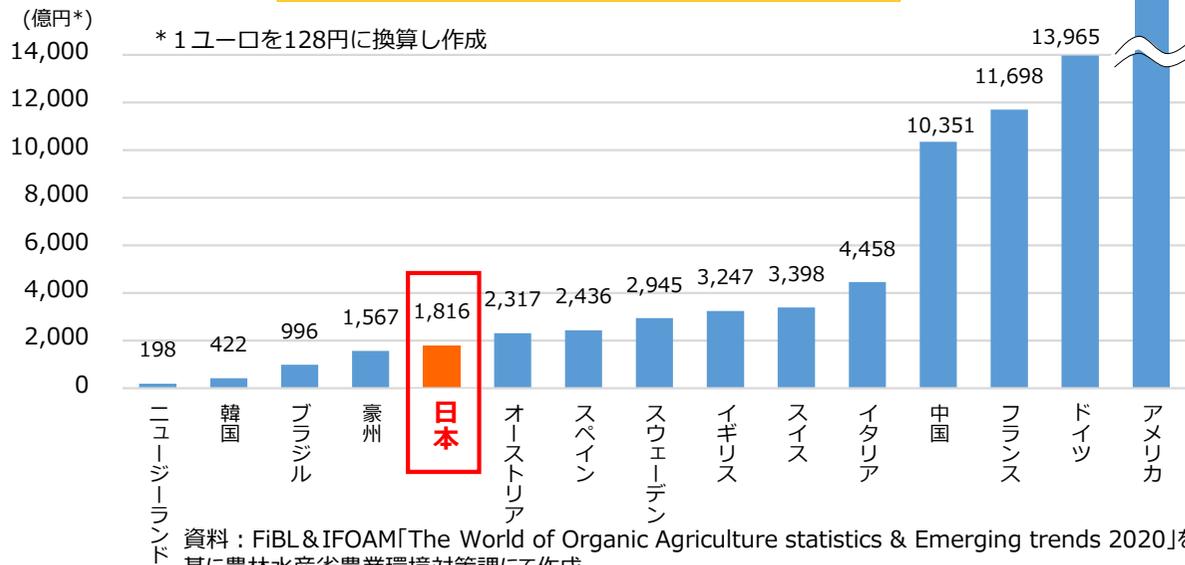
資料：FiBL&IFOAM「The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2010~2022」を基に農林水産省農業環境対策課にて作成

## 国別1人あたりの年間有機食品消費額 (2018年)



資料：FiBL&IFOAM「The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2019」を基に農林水産省農業環境対策課にて作成

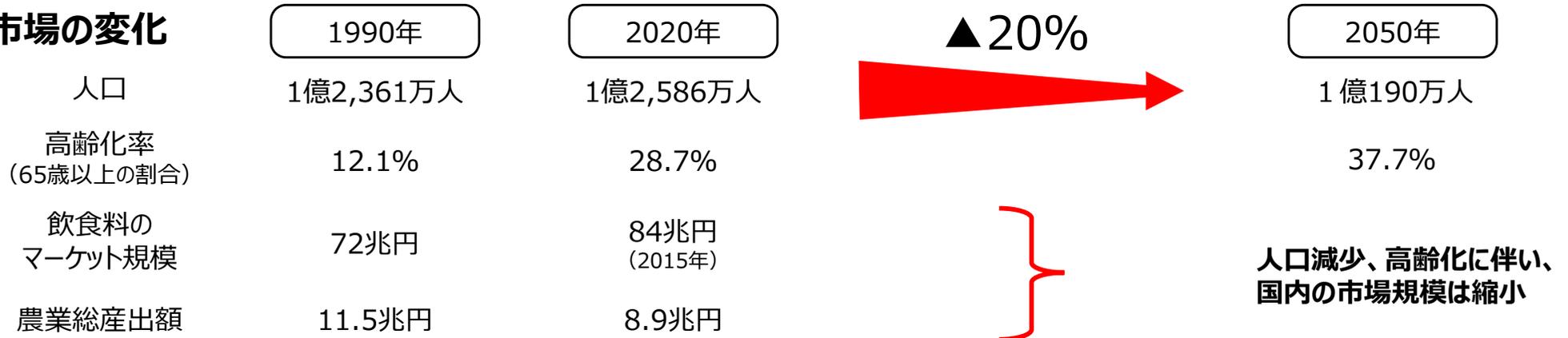
## 国別の有機食品売上額(2018年)



# 国内市場について（国内市場と海外市場の変化）

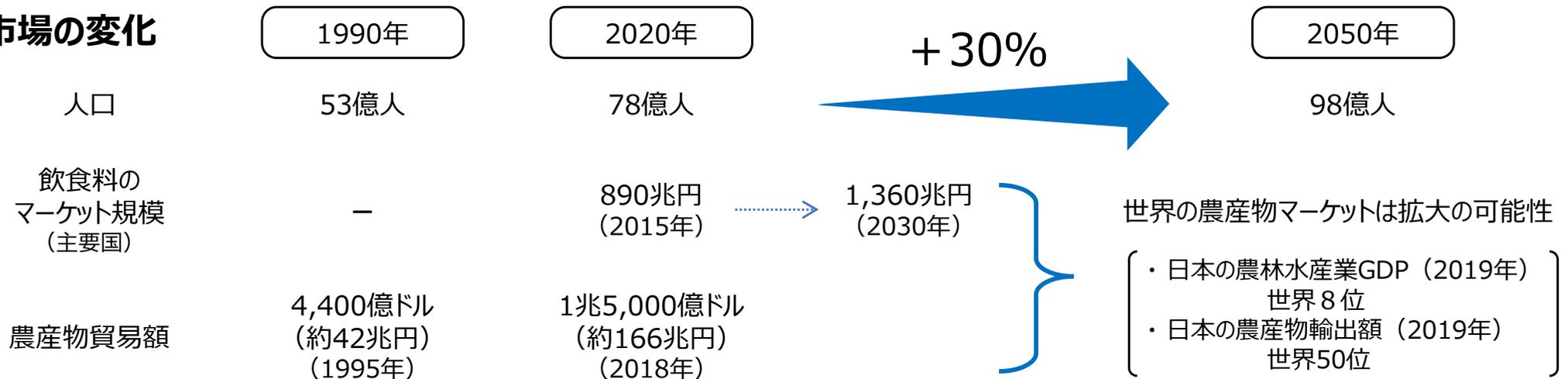
- 国内の市場規模は、人口減少や高齢化に伴い、縮小。
- 急速な需要の減少が、日本の農林水産業に大きな影響を与えることは不可避。
- 世界の農産物マーケットは、人口の増加に伴い、拡大する可能性。
- 農林水産業の生産基盤を維持・強化し、農林水産物・食品の輸出促進により世界の食市場を獲得していくことが重要。

## 国内市場の変化



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」  
農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（飲食費のフローを含む。）」、「生産農業所得統計」

## 海外市場の変化



資料：国際連合「世界人口予測・2017年改訂版」、農林水産政策研究所「世界の飲食料市場規模の推計」、FAO「世界農産物市場白書（SOCO）：2020年報告」

## 現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

### 「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

### 「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

**農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務**

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

## 目指す姿と取組方向

### 2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により**化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減**
- **輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減**
- 耕地面積に占める**有機農業の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大**
- 2030年までに**食品製造業の労働生産性を最低3割向上**
- 2030年までに食品企業における**持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す**
- **エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大**
- **ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現**

### 戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

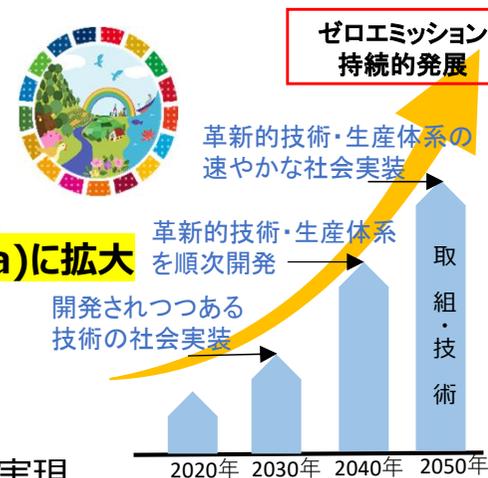
今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

**補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。**

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



## 期待される効果

### 経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

### 社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

### 環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）。

# みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- ▶ 地産地消型エネルギーシステムの構築
- ▶ 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- ▶ 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- ▶ 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

生産

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- ▶ スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- ▶ 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- ▶ バイオ炭の農地投入技術
- ▶ エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- ▶ 海藻類によるCO<sub>2</sub>固定化（ブルーカーボン）の推進等

・持続可能な農山漁村の創造  
・サプライチェーン全体を貫く基盤技術の確立と連携（人材育成、未来技術投資）  
・森林・木材のフル活用によるCO<sub>2</sub>吸収と固定の最大化

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

消費

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- ▶ 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- ▶ 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- ▶ 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

加工・流通

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- ▶ 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- ▶ 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- ▶ 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

# 環境負荷低減のクロスコンプライアンスの実施

- 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入。
- 補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組」について、① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること、② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化し、令和9年度の本格実施を目標に、令和6年度から試行実施。

## 1. クロスコンプライアンスの内容

<農林水産省の全ての補助事業等>



機械導入



施設整備



食料自給率の向上

各種支援に当たり、  
環境負荷低減の最低限の取組を要件化  
(=クロスコンプライアンス)

みどり法基本方針（令和4年9月15日 農林水産省告示）に位置付けられた、基本的な7つの取組について、最低限取り組む内容を、各事業の内容に合わせてチェックシート等に整理。

### ✓ 適正な施肥

- ・肥料の使用状況の記録・保存
- ・作物の生育や土壌養分に応じた施肥 等

### ✓ 適正な防除

- ・農薬の使用状況の記録・保存
- ・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 等

### ✓ エネルギーの節減

- ・電気・燃料の使用状況の記録・保存 等

### ✓ 悪臭・害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の適正な管理 等

### ✓ 廃棄物の発生抑制、循環利用・

#### 適正処分

- ・プラスチック製廃棄物の削減や適正処理 等

### ✓ 生物多様性への悪影響の防止

- ・病害虫の発生状況に応じた防除の実施 等

### ✓ 環境関係法令の遵守等

- ・営農時に必要な法令の遵守
- ・農作業安全に配慮した作業環境の改善 等

## 2. 対象者、実施方法

### (1) 対象者

- ・ 農林水産省が実施する全ての補助事業、物品・役務（委託事業を含む）の調達の実施主体または受益者（農林漁業者・食品関連事業者、民間事業者・自治体）。

### (2) 実施方法

- ・ 補助事業においては、要綱・要領等にチェックシートの提出を要件化。物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業においては、仕様書にチェックシートと同等の取組を要件化。
- ・ 対象者は、①取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出するとともに、②実際に取り組んだ内容を事業実施後にチェックシート等で報告。また、事業実施後に国や自治体等が取組状況を確認することにより実効性を確保。

## 3. スケジュール

- ① 令和6年度：事業申請時のチェックシート提出に限定して試行実施。
- ② 令和7年度：事業実施後の取組状況の報告及び完了検査時等に実施する実施確認を順次導入。
- ③ 令和9年度：全ての事業において、事業申請時・報告時、事業完了時の実施確認の全てのプロセスを含めて、本格実施。



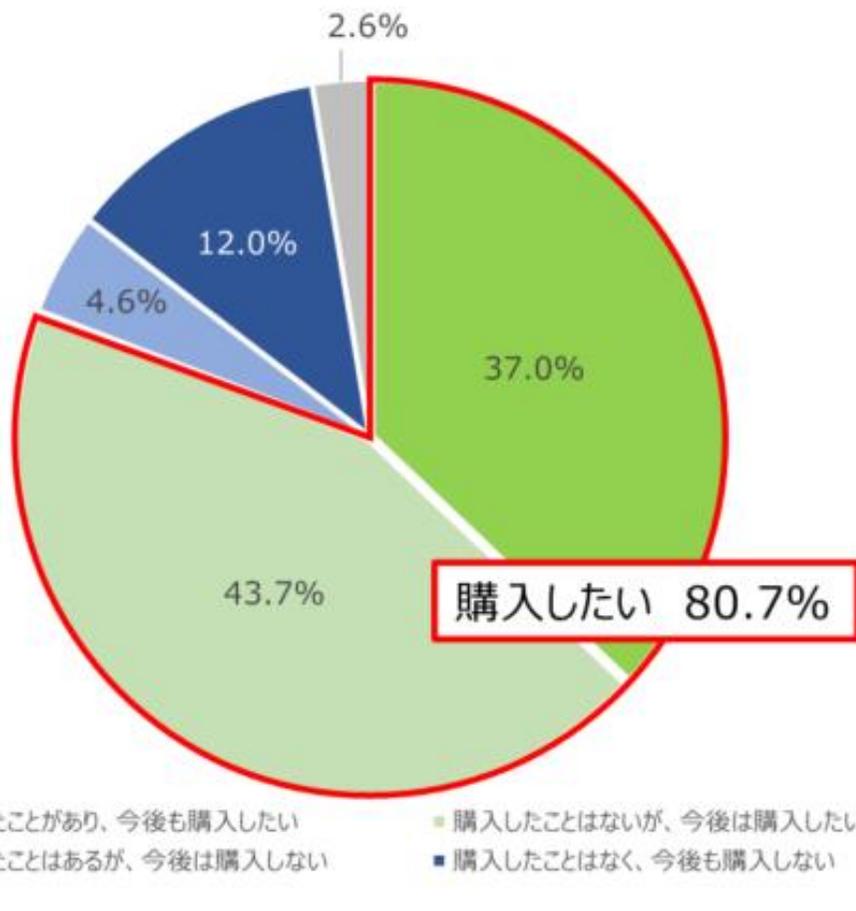
環境負荷低減の  
クロスコンプライアンス  
トップページ

# 環境に配慮した農産物に対する消費者の意識

- 環境に配慮した生産手法によって生産された農産物を購入したことがない、または、今後購入しない理由として、「どれが環境に配慮した農産物かわからないため」と答えた人が6割以上。
- 環境負荷低減の取組の「見える化」を通じて消費者が選択できる環境を整備することが重要。

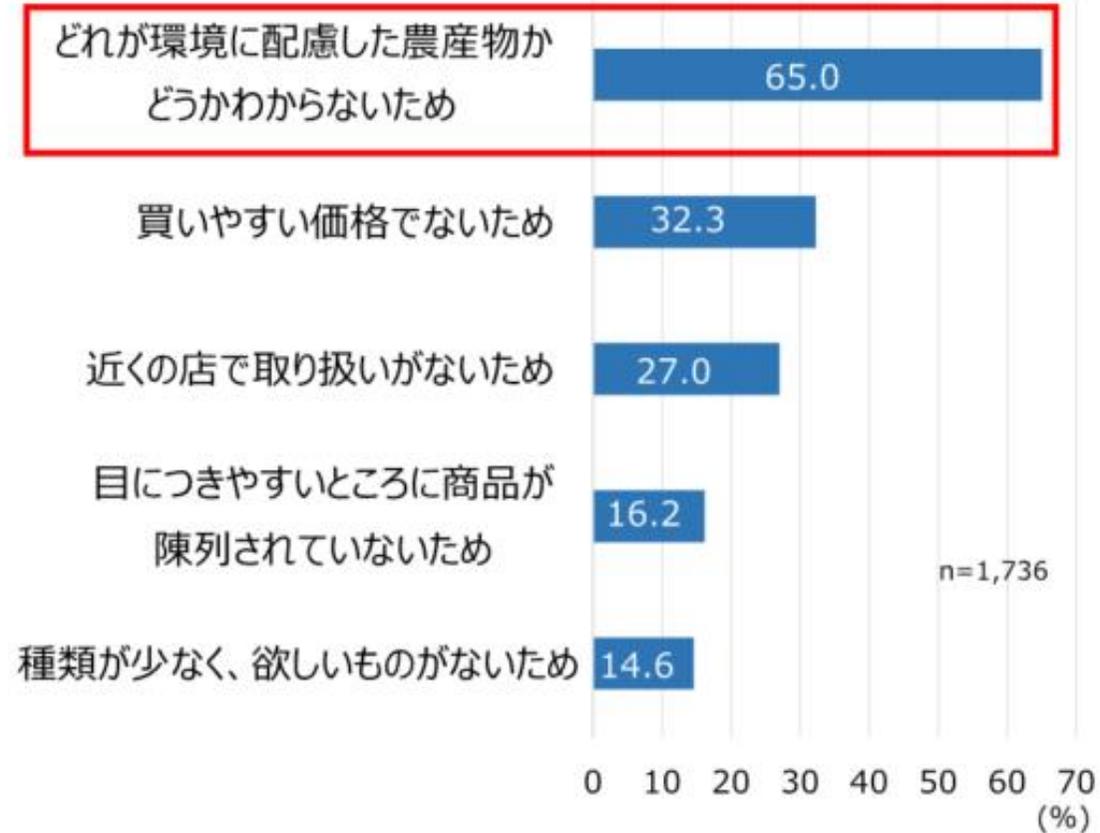
■ 「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」(内閣府、令和5年9月14日～10月22日実施、有効回収数2,875人)

問 環境に配慮した生産手法によって生産された農作物を  
実際に購入したことがありますか。 n=2,875



問 環境に配慮した生産手法によって生産された農産物の購入  
について、購入したことがない、または、今後購入しない理由  
は何ですか。(○はいくつでも)

(上位5項目)



# 農産物の環境負荷低減の取組の「見える化」

- **みどりの食料システム戦略**に基づき、消費者の選択に資する環境負荷低減の取組の「見える化」を進めます。
- 化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用低減、バイオ炭の施用、水田の水管理などの栽培情報を用い、定量的に温室効果ガスの排出と吸収を算定し、削減への貢献の度合いに応じ星の数で分かりやすく表示します。
- 米については、**生物多様性保全**の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示できます。
- 農産物等にラベル表示するための基本的な考え方と、算定・表示の手順を整理したガイドラインを策定し、令和6年3月に「見える化」の本格運用を開始しました。  
(登録番号付与209件 令和6年6月末時点)(販売店舗等358か所 令和6年6月末時点)
- 生産者・事業者に対する算定支援や販売資材の提供を引き続き実施します。



みえるらべると呼んでね!

詳しくは農水省HPへ



## 温室効果ガス削減への貢献

栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

$$100\% - \frac{\text{対象生産者の栽培方法での排出量(品目別)}}{\text{地域の標準的栽培方法での排出量(品目別)}} = \text{削減貢献率(\%)}$$

排出(農薬、肥料、燃料等) - 吸収(バイオ炭等)

★ : 削減貢献率5%以上  
★★ : // 10%以上  
★★★ : // 20%以上



※上記の商標は商標出願中です

## 生物多様性保全への配慮

※米に限る

<取組一覧>

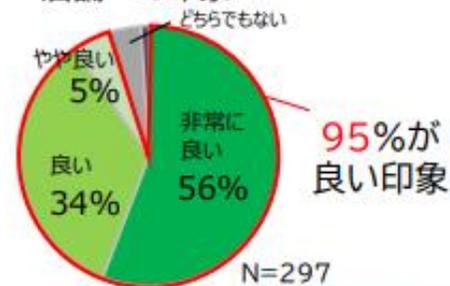
化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

★ : 取組の得点1点  
★★ : // 2点  
★★★ : // 3点以上

## 消費者へのわかりやすい表示

(令和4年度・令和5年度 実証より)

店舗への印象



令和4年度・令和5年度実証において  
全国のべ**789**か所で販売  
(令和6年3月末時点)

## 対象品目：23品目

米、トマト(露地・施設)、キュウリ(露地・施設)、ミニトマト(施設)、なす(露地・施設)、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、ばれいしょ、かんしょ、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、リンゴ、温州みかん(露地・施設)、ぶどう(露地・施設)、日本なし、もも、いちご(施設)、茶 ※括弧書きがないものは全て露地のみ

# 九州農政局鹿児島県拠点におけるみどりの食料システム戦略推進の取組

## みどりの食料システム戦略推進鹿児島連絡協議会

(構成員数:32(令和6年7月現在))

※取組に賛同される機関はどこでも参加可能です!

### 【消費者団体】

鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会  
公益社団法人鹿児島県栄養士会  
NPO法人鹿児島県地域女性団体連絡協議会  
鹿児島県生活研究グループ連絡協議会

### 【農業団体】

JA鹿児島県中央会  
JA鹿児島県経済連  
JAあいら

### 【有機農業団体】

有限会社かごしま有機生産組合  
株式会社エム・オー・エー商事  
NPO法人鹿児島県有機農業協会

### 【販売業者】

株式会社山形屋ストア  
生活協同組合コープかごしま  
株式会社エーコープ鹿児島  
グリーンコープかごしま生活協同組合  
株式会社ニシムタ  
イオン九州株式会社

### 【卸売業者】

鹿児島中央青果株式会社  
鹿児島青果株式会社  
株式会社フレッシュ青果

### 【研究開発機関】

鹿児島県農業開発総合センター  
鹿児島県大隅加工技術研究センター

### 【関係機関】

九州電力株式会社鹿児島支店  
株式会社阪急交通社鹿児島支店  
日本政策金融公庫鹿児島支店  
NPO法人フードバンクかごしま

### 【自治体】

鹿児島県  
鹿屋市  
南さつま市  
志布志市  
始良市  
湧水町  
南種子町

# 令和6年度みどりの食料システムの実現に向けた取組 (@鹿児島企画)

## ○ 環境にやさしい農業研修

化学肥料・農薬の使用を抑えた農業、  
有機農業を始めるための技術やノウハウの習得の場  
(7月30日(火)@鹿児島県農業開発総合センター など)



## ○ 農業体験、料理実習、食育セミナー

消費者に、環境にやさしい農業を知ってもらう、  
有機食材による郷土料理を作って食べてもらう、  
食育セミナーで日本型食生活の必要性を理解してもらい、  
地元の食材を食べることを習慣に！  
(7月28日(日)@NPO法人霧島食育研究会 など)



## ○ 環境にやさしい農産物の一斉販売

スーパーなどの店頭で、消費者に対して、  
環境にやさしい農産物の価値を直接伝える！  
(有機、化学肥料・農薬低減、IPMIによる農産物 など)

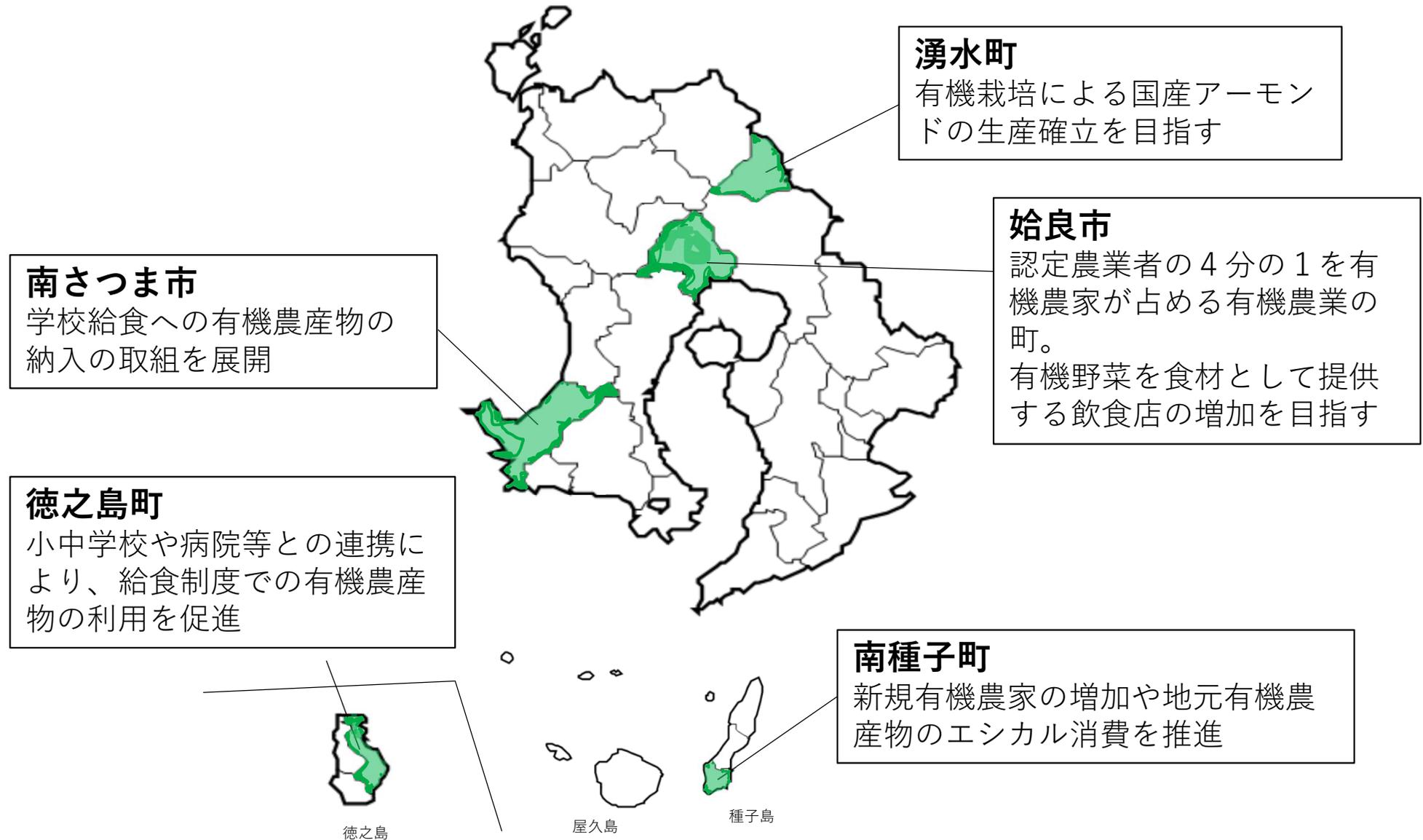


## ○ みどりフォーラム(令和6年度中)

農業者、流通業者、自治体、有識者などからの事例報告  
環境にやさしい農業をテーマとしたグループディスカッション  
オーガニック等の観光ルートの紹介 などにより、  
生産から消費まで幅広い関係者に対して、みどり食料システム戦略の意義等を伝える  
循環型の鹿児島を造る！

# (参考) 「オーガニックビレッジ宣言」をしている鹿児島県の自治体

※「オーガニックビレッジ宣言」とは、みどりの食料システム戦略推進交付金（有機農業産地づくり推進（緊急）事業）を活用して策定した有機農業実施計画を周知するために行う宣言。



※令和6年6月25日時点で、**鹿児島県は5市町**

**ご清聴、ありがとうございました。  
資料に関するお問い合わせは、こちらにお願いします。**

**[fujio\\_kuboyama350@maff.go.jp](mailto:fujio_kuboyama350@maff.go.jp)**